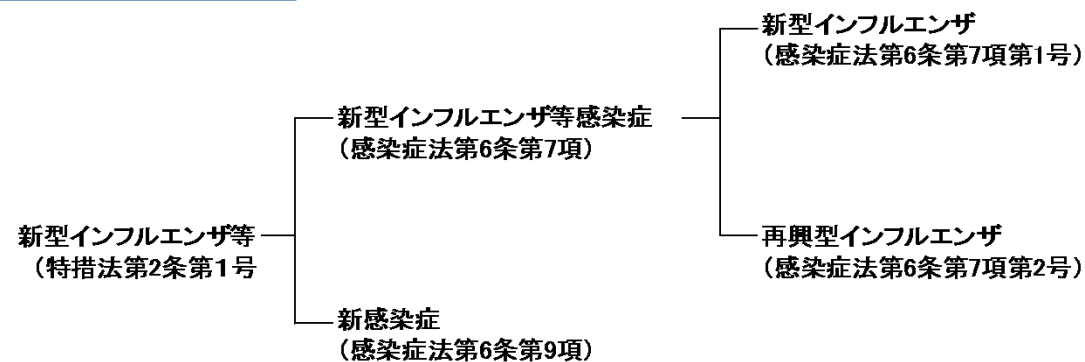


都城市新型インフルエンザ等対策行動計画(案)概要

I 計画策定の背景

- 1 新型インフルエンザ及び新感染症は、免疫を獲得していない人がほとんどのため、世界的に大流行(パンデミック)し、大きな健康被害と社会的影響をもたらすことが懸念されている。
- 2 本市では、平成21年度に行動計画を策定し、パンデミックに備えた準備を進めてきた。そんな中、平成25年4月に対象を新感染症に拡大した、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「措置法」という。)が施行され、それを受けて国や県では、新型インフルエンザや同等に危険な新感染症が発生した場合の体制整備が図られた。そのため、本市においても、有事の際のさらなる対策の充実・強化を図り、体制を整備する必要がでてきた。

II 対象となる疾病



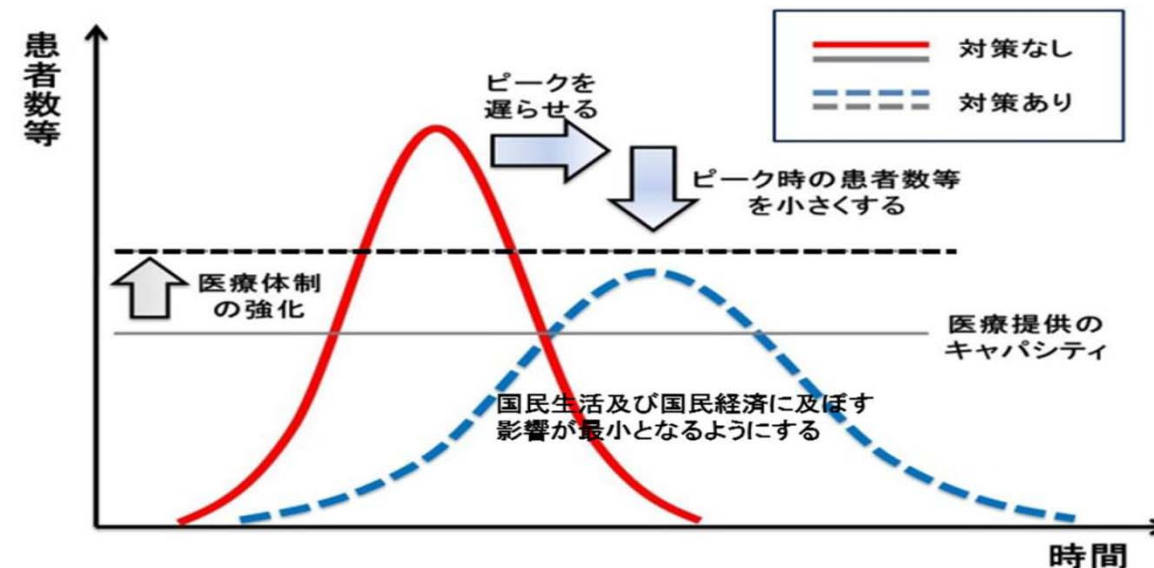
III 発生時の被害想定

各種人口	各種人数	中等度 (致命率 0.53%)		重度 (致命率 2.0%)			
		受診者数	入院患者数	死亡者数	最大入院患者数	受診者数	入院患者数
国の人口 約 1億2806万人	受診者数	約 2,500万人					
	入院患者数	約 53万人	約 200万人				
	死亡者数	約 17万人	約 64万人				
	最大入院患者数	約 10.1万人	約 39.9万人				
宮崎県の人口 約 113万人	受診者数	約 22万人					
	入院患者数	約 4,700人	約 17,700人				
	死亡者数	約 1,500人	約 5,700人				
	最大入院患者数	約 900人	約 3,500人				
都城市の人口 約 16.9万人	受診者数	約 33,000人					
	入院患者数	約 707人	約 2,665人				
	死亡者数	約 226人	約 854人				
	最大入院患者数	約 130人	約 530人				

IV 対策の目的及び基本的な戦略

- 1 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する
- 2 市民生活及び地域経済に及ぼす影響を最小限に抑える

《対策の効果 概念図》 政府行動計画抜粋



V 発生段階ごとの実施体制

国の発生段階	未発生期	海外発生期	国内発生早期			国内感染期	小康期
			市(県)内未発生期	市(県)内発生早期	市(県)感染期		
市・県の発生段階	未発生期	海外発生期	市(県)内未発生期	市(県)内発生早期	市(県)感染期	小康期	
実施体制		(任意設置)	都城市新型インフルエンザ等対策本部 (本部長:市長)				
			都城市新型インフルエンザ等対策本部 幹事会 (幹事長:健康部長)				

新型インフルエンザ等の病原体が人に対する毒性や感染性が強いと判断された場合は、緊急事態宣言がなされていない段階でも対策本部を設置する。

VI 本市行動計画の主要6項目

項目	対策
1 実施体制	○ 国より緊急事態宣言がされた場合は、市長を本部長とした対策本部を設置する。
2 情報提供・共有	○ 未発生の段階から、発生時の対策方法などの情報を市民・医療機関及び事業者等に提供する。 ○ 市民からの相談に応じるため、相談窓口を設置する。
3 まん延防止	○ 基本的なまん延防止策を実施する。 ○ 県が行う感染拡大防止策への協力。 ・県知事の要請に伴い、不要不急の外出について自粛を要請 ・県知事の要請に伴い、施設の使用制限について要請
4 予防接種	○ 国等の指示により、市民への予防接種を実施する。 ・緊急事態宣言がなされていない場合は、予防接種法第6条第3項に基づく接種 ・緊急事態宣言がなされた場合は、予防接種法第6条第1項に基づく接種
5 医療	○ 県の要請に応じ、県及び関係機関との連携・協力。 ○ 在宅で療養する患者への支援。
6 市民生活及び地域経済の安定の確保	○ 市民生活及び地域経済への影響を最小限とするため、県知事の要請に伴い、市民及び事業者への各種要請。

発生期段階別対策概要

	未発生期	海外発生期	市(県)内未発生期 ~ 市(県)内発生早期	市(県)内感染期	小康期
状態	新型インフルエンザ等が発生していない状態	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	国内で新型インフルエンザ等が発生しているが、市(県)内では発生していない状態～市(県)内で患者が発生しているが、全ての患者に接触歴を疫学調査で追うことができる状態	市(県)内で新型インフルエンザ等患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	新型インフルエンザ等患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 発生に備えた情報収集及び提供 発生に備えた体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 発生に備えた情報収集及び提供 発生に備えた体制整備 発生の早期発見 	<ul style="list-style-type: none"> 流行のピークを遅らせるための感染対策の実施 感染拡大に備えた体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 対策の主眼を早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える 	<ul style="list-style-type: none"> 第二波に備えた第一波の評価 医療体制、社会経済活動の回復
1 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 行動計画等の作成 体制整備及び国・県との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> 市(県)内発生に備え、庁内の体制の強化 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急事態宣言がなされた場合は、速やかに対策本部を設置する ◆対策本部の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 基本的対処方針等を参考に必要な対策の決定 ◆対策本部の設置 ◆緊急事態宣言時における措置が不可能な場合、他の自治体への応援要請 	<ul style="list-style-type: none"> 対策の評価・見直し 緊急事態解除宣言がされたときは、速やかに市対策本部を廃止
2 情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> 国・県及び関係機関等からの情報収集 市民等への情報提供 相談窓口の設置準備 	<ul style="list-style-type: none"> 国・県及び関係機関等からの情報収集 市民等への情報提供 相談窓口の充実・強化 	<ul style="list-style-type: none"> 国・県及び関係機関等からの情報収集 市民等への情報提供 相談窓口の充実・強化 	<ul style="list-style-type: none"> 国・県及び関係機関等からの情報収集 市民等への情報提供 相談窓口の継続 	<ul style="list-style-type: none"> 国・県及び関係機関等からの情報収集 市民等への情報提供 相談窓口の縮小
3 まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> 個人レベルでの対策の普及 地域対策・職場対策の周知 衛生資器材等の供給状況把握 	<ul style="list-style-type: none"> 基本的なまん延防止対策の実施を促進 	<ul style="list-style-type: none"> 国や県が実施する新型インフルエンザ患者への対応や患者の接触者への対応(外出自粛要請等)等への協力 市民への社会活動の制限等 	<ul style="list-style-type: none"> 基本的なまん延防止対策を勧奨 新型インフルエンザ等に罹患した在宅患者への支援 	<ul style="list-style-type: none"> 予防対策、注意喚起の内容に関する見直し及び市民への情報提供 市民の社会活動の制限の解除 在宅患者への支援の縮小及び終了
4 予防接種	<ul style="list-style-type: none"> 特定接種対象者の登録の協力 予防接種体制の構築 予防接種に関する情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 特定接種対象者への接種 住民接種の準備 予防接種に関する情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 特定接種の継続 住民接種の準備・開始 ◆予防接種法第6条第1項に基づく臨時予防接種を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 特定接種の継続 住民接種の継続 ◆予防接種法第6条第1項に基づく臨時予防接種を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく臨時接種を実施 ◆流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民接種を実施
5 医療	<ul style="list-style-type: none"> 在宅で療養する患者への支援 県への協力 	<ul style="list-style-type: none"> 在宅で療養する患者への支援 県が設置する帰国者・接触者相談センターの周知 関係機関との連携強化 県への協力 	<ul style="list-style-type: none"> 在宅で療養する患者への支援 県が設置する帰国者・接触者相談センターの周知 関係機関との連携強化 県への協力 	<ul style="list-style-type: none"> 在宅で療養する患者への支援 県が設置する帰国者・接触者相談センターの周知 関係機関との連携強化 県への協力 	<ul style="list-style-type: none"> 通常の医療体制に戻す
6 市民生活及び地域経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者への生活支援 火葬能力の把握 物資及び資材の備蓄等 	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者対策 遺体の火葬・安置体制の準備 	<ul style="list-style-type: none"> 生活物資の安定確保 要援護者対策 遺体の火葬・安置体制の整備 ◆水の安定供給 ◆生活関連物資等の価格の安定等 	<ul style="list-style-type: none"> 生活物資の安定確保 要援護者対策 遺体の火葬・安置体制の整備 ◆水の安定供給 ◆生活関連物資等の価格の安定等 ◆埋葬・火葬の特例による遺体の一時安置施設確保 	<ul style="list-style-type: none"> 生活物資の安定確保 要援護者対策 ◆緊急事態措置の縮小・中止等

◆は緊急事態宣言時に実施する措置